

児玉町遺跡調査会報告書 第9集

# 児玉条里遺跡

— 八幡山北田地区 —

埼玉県児玉町遺跡調査会

児玉町遺跡調査報告書 第9集

# 児玉条里遺跡

— 八幡山北田地区 —

2000

埼玉県児玉町遺跡調査会

## 序

ここに報告する児玉条里遺跡は、児玉町の水田地帯に大規模に展開している古代以来の水田区画と用水環が、長い歴史を経て今日まで残されてきた貴重な文化遺産です。この児玉条里遺跡の景観は、近年の大規模な開発によって大きく変容を遂げ、その周辺区域についても徐々に変化しています。このような景観の変化に伴って、この土地の上で展開した歴史的な営為は、遠い過去のものとして忘れ去られて行くことでしょう。

しかし、私たちはこのような土地に刻まれた歴史を、この時点で捉え観察し記録しておかなければなりません。このたび、やむを得ず現状変更されたこの歴史的遺産は、ここに記録として保存し永く後世に残えることになりました。これらの土地に残された過去の営為の数々は、将来の私たちの住みよい文化的生活環境を形成するためのひとつの指針であり、保護されることとともに有効に活用してゆくことが、これからの文化財保護の課題ではないかと考えております。

このたび、発掘調査報告書が刊行できましたことは、株式会社カインズの御協力や、神川町遺跡調査会をはじめとする多くの関係者機関ならびに関係各位のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな報告書は、町史文化財の保護活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、教育・研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成13年3月27日

児玉町遺跡調査会  
会長 富丘文雄

## 例 言

1. 本書は、埼玉県立沼尾玉町大学（埼玉県立沼尾玉町大学）に所在する夏上原聖徳の伝記調査報告書である。
2. 発刊機会は、武蔵野院に立つつれ書文化財調査事業として、平成7年度に夏上原聖徳存在および神川町資料調査会が実施したものであり、協賛に基づき神川町資料調査会の協力を得て夏上原聖徳調査会が制作するものである。
3. 発刊機および発行・販売費に要した経費は、株式会社カインズの委託金である。
4. 本書に関わる発刊費の扱いは、夏上原聖徳調査会宛内信送・大冊手に、神川町資料調査会より郵送があった。また、編集および印刷については、神川町資料調査会および松戸市協の協力を得て清水印刷が行った。
5. 発刊調査及び本書作成にあたって下記の方々や機関から御協賛・御協力を蒙った。（以下は、敬称略）

赤松 一、長川 正夫、池田 敬堂、石川 豊基、石川 健、今川 宣、岩間 謙、岩間 明広、大塚 隆之、河本 孝男、大角 武郎、坂本 利俊、藤崎 隆、高橋 一夫、山口 誠、千葉 亨、神崎 亨彦、島崎 成之、北川 正敏、中島 勇一、中村 吉仁、長谷川 泰、長谷川 典子、三川 洋、平田 康之、福井 豊樹、柳田 一樹、丸山 勝、丸山 隆一、宮腰 文一、二本 吉樹、森田 保、文内 隆、山口 昌弘、行 朝興、埼玉県教育文化財保護課、埼玉県教育文化財調査事業課、北埼玉教育事務所、埼玉県本庄農林総合センター、神川町教育委員会、神川町教育委員会、埼玉県山文化財調査委員会

6. 本書作成の主な御賛助は、次のとおりである。  
原田 誠作・康定（奥ノ原秀、敬神和説、福島孔子、奥村孝子）  
そ の 外（小澤謙一、藤田仁久、田口原代）

# 目 次

序

例言

目次

第Ⅰ章 発掘調査の経緯 ..... 1

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境 ..... 3

第Ⅲ章 検出された遺構の概要 ..... 5

1. 掘行水田と灌漑の状況

2. 検出遺構の概要

3. 堀状遺構の年代と性格

第Ⅳ章 児玉条里と地域社会の変化 ..... 13

1. 地域的景観の形成と河川

2. 中世の社寺と児玉条里

3. 八幡山周辺の変化と地域社会

引用・参考文献 ..... 39

児玉条里基礎資料 ..... 41

写真図版

## 事業の組織 平成13年度（13年4月1日現在）

### 事業1体 江戸町歴史研究会

会長	宮坂文雄	東京町教育委員会委員長
事務局長	藤島三郎	東京町文化財保護審議委員長
	清水守康	江戸町文化財保護協議会会長
	高川尚孝	江戸町文化財保護協議会委員
	大塚 豊	江戸町会館館長
	井上純彦	江戸町森林園上席長
	伊牛 耕	江戸町土木課長
	山花 勝	江戸町登山部 副部長
	前川尚雄	江戸町社会福祉課長
監事	小池和子	江戸町文化財保護審議委員
	中村 圭	江戸町教育協議会委員
幹事	水尾 浩一	江戸町社会教育課長補佐
	藤原了典子	・ 江戸町教育課主任
	徳村内親孝	・ 文化財課主任
	飯山尚樹	・ 文化財課主事
	大塚 幸広	・ 文化財課主事
	松原 浩一	・ 文化財課主事
担当課	前 野 村 本 穂 美	・ 文化財課長
	調査員 尾 内 慎 司	江戸町歴史研究会調査員
	連絡員 飯 月 和 成	江戸町歴史研究会連絡員

## 第1章 発掘調査の経緯

本報告にかかわる埋蔵文化遺物（以下「埋蔵」）の発掘調査は、平成7年度に読者雑誌に発表し埋蔵文化財保存事業として実施したものである。埋蔵文化財について、平成7年1月29日に試掘調査を実施し、以後是く町教育委員会と埋蔵文化財の保存の調査について協議を重ねたが、当該地とされる区域について発掘調査による記録保存の調査をとることが決定したものである。この結果に基づき、発掘調査開始日より平成7年4月3日（埋蔵文化財調査）号をもって発掘調査が町下町教育委員会と埋蔵文化財保存委員会に委託された。なお、埋蔵文化財保存委員会からは、平成7年4月13日（埋蔵文化財）号をもって発掘調査の通知があった。また、株式会社カインズ代表取締役千原富雄から平成7年4月2日付で埋蔵文化財調査の依頼が町教育委員会を經由して町教育委員会に届いた。埋蔵文化財保存委員会から平成7年4月13日（埋蔵文化財）号をもって埋蔵文化財調査地における土木工事についての協議があった。なお、発掘調査の期間は、平成7年4月4日から同年4月29日までである。

### 発掘調査地

なお、平成7年11月18日付にて株式会社カインズ、発掘調査委員会、埋蔵文化財調査会との間で協定した。発掘調査地は当該地（埋蔵文化財調査地）にあり、ここにこの調査結果を併せて報告するものである。

（写真）



図1-1 調査地と周辺地図

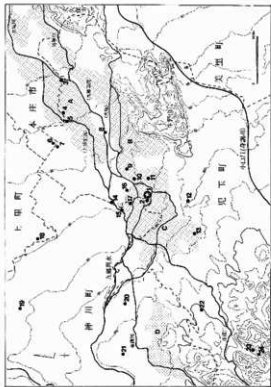


圖2 新潟平野の地形



## 第二章 遺跡の地理的・歴史的環境

ここに紹介する見玉遺跡群（以下、単に見玉遺跡とする）は、自然生計を基に展開していた一町方集の遺跡をもつ多岐多岐の総称であり、今後報告する所遺は約 10 箇所（町立大学八幡の学文化、および神奈川大学八幡町で送り町に所在している）。

**遺跡の地形** 遺跡の所在地は、新石器と縄文を有する沖積田によって形成された沖積扇状地である本庄台地が展開している。本庄台地は、市内西で肥土丘陵に接し、また一帯で八王子―青梅線沿線の断崖帯を境として丘陵地と接している。本庄台地は、この二面川扇状地沖積田に相当する土質土層を有する夜明け（赤土層下・赤土層上系）によって形成され、おおむね東部方向の傾斜を有する低地域を形成している。見玉遺跡は、この本庄台地沖積田に属する区域に位置しており、地質的地形に基づく東部方向の勾配をもち、西側する地点では標高約 60m を成る。

**古代の河と道** 見玉遺跡の所在する見玉河は、埼玉県の北流、古代武蔵国の北流の荒瀬川に比定される区域に位置している。また、見玉遺の遺跡は荒瀬川に、東西側では荒瀬川、横瀬川、古瀬川が支流に接しており、東西は一帯で土原川に接している。古代の荒瀬川には、個人、町、村、大字の四階の存在が知られているが、それぞれの階級の北流流は明らかではない。

なお、見玉遺跡周辺の遺跡や歴史的環境については、前編（鈴木、1998）等でも触れるところがあり、これらを手照されたい。また、見玉遺跡と同地帯の歴史的環境については後編において記述する。

No.	名	種	No.	名	種
1	見玉遺跡（見玉河）	縄文	15	八幡町遺跡（金子他 1992）	縄文
2	見玉河遺跡（本庄台）	縄文	16	金子河遺跡（田山他 1990）	縄文
3	今井川遺跡（田山 1997）	縄文	17	送り町遺跡（金子他 1995）	縄文
4	赤土層下系（見玉河）	縄文	18	阿部川遺跡（田山 1991）	縄文
5	見玉河遺跡（見玉河）	縄文	19	安部川遺跡（田山 1991）	縄文
6	見玉河遺跡（見玉河）	縄文	20	中庄川遺跡（田山 1992）	縄文
7	見玉河遺跡（見玉河）	縄文	21	中庄川遺跡（田山 1992）	縄文
8	見玉河遺跡（見玉河）	縄文	22	高橋川遺跡（田山内 1991）	縄文
9	見玉河遺跡（見玉河）	縄文	23	見玉河遺跡（見玉河）	縄文
10	見玉河遺跡（見玉河）	縄文	24	見玉河	縄文
11	見玉河遺跡（見玉河）	縄文	A	見玉河遺跡	縄文
12	見玉河	縄文	B	見玉河遺跡	縄文
13	見玉河	縄文	C	見玉河	縄文
14	見玉河遺跡（見玉河）	縄文	D	見玉河	縄文

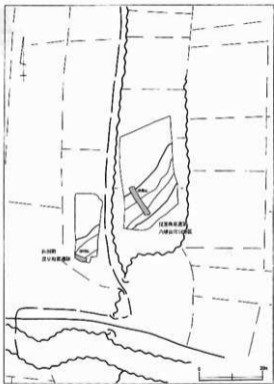


图 3-26 龙门山区地质图

## 第III章 検出された遺構の概要

### 1. 現行水田と灌漑の状況

定置溝長を完成した区域（図1）は、九郎川水「築山寺堤」から取水された灌水線が古河藩方井へと分水される尾山の北側に位置し、両辺の両側の特に町入丁八日市字及び町屋堤田において、明確な条田形地帯が認められない。築山寺堤側の灌水線（築山3）は、汗漕（築山1）の分水形的を担うものであり、この区域の基幹的灌水路のひとつである。この灌水路に沿った灌漑は、「鎌倉新田上流」とさらに「中山堤田灌漑」として、現行の定置溝4号線の整備が完成されるまでこの地域の幹線灌漑路であった。両辺下の中央を通過する灌水路は、基本的にこの水路の支線を兼用するものであり、灌漑については水田は別の場合より優先していたものであろう。

#### 女瀬川の灌漑

調査地点の付近は、女瀬川（の川）改修によって景観が著しく変化しており、北方の山として「築山寺堤」から取水する「築山堤」も、現在はその痕跡を窺っている。また、本調査地点の台地の水路は、芝生町大字長八岸の八日市地の「築山寺堤」から分水され、真「女瀬川」をゼイのン（伏流し）によって「女瀬川」を流している。この灌漑の「女瀬川」は、基本的に「赤川」と「九郎川水田堤」間を灌漑し内河を担うことによって成立しているものである。ちなみに、現「女瀬川」の八高橋より下流から津川町八日市の区域については昭和46年度に「要が先置されたものである。したがって、この地域の調査と灌水路の再調査を考えると、この点に充分な留意を払う必要がある。また、調査区域外の水田を灌漑する灌水においても「女瀬川」を流して伏流しが認められ、「女瀬川」築山寺堤の水田系統が灌漑されていることには注意すべきであろう。

調査地点の南側に沿う灌水線（築山3）は、「女瀬川」を流した地点に位置する分水形において分岐し、汗漕（築山1）の分水形を担い、「赤川」に分水されている。また、このうち上側の水路からは、更に小規模な水路が分岐し定置の水田間の灌水路へと導かれる。この水路には、樋組し、が認められ、分水に副路のあることが推定される。

### 2. 検出遺構の概要

今回の調査において検出された「大堀」状の遺構は、全長形地帯に横行し、西側から北東方向に流れているものであると考えられる。この遺構は、この地帯に横行する「赤川」の水路に属するひとつの河段に想定するものであると推定することができる。

**既設土層の構造** 本調査地点（茨山地区）の土層は、1層階層ごとに記載されており、海床の下面が中央部及び両側の上面に沈没する段状型構造に相当する。

現況断面作上の1層目、2層目の境界に部分の埋没面を認められることができるが、前者と後とに新しい平面的境界を形成している。このような不連続面は調査箇所後の地盤等ではしばしば認められる現象であり、おそらく埋没面沈没の過程によって生じたものと考えられることができる。1層中には段状山形A地形 (Gr-A)



図1図 埋没面断面

が混入しているが、量は少なく、現在の地層階層に基づき作られた地層に近い層がほぼより高い位置に分布している。3層では上方の一部にA層石 (Ae-砂) の混入が認められるが、茂原山系砂岩が (Ae-砂) も含んでいる。3層では砂岩心 (Ae-砂) が認められ、A層石 (Ae-砂) の混入は認められない。

4層・5層は、古代水山群砂土であり、4・5層は砂土層である。おそらくは地層上に堆積する堆積岩に、幅狭い水山が存在していたものと考えることができる。この床より以下の上層はすべて砂質の堆積層であり、水山群等の地層を穿通することはない。おそらく、西側が深く東側はやや浅かったものであると考えられるところから、かつて存在されたとされる鼻部は両側河川の伏流に侵食していたものと考えることができる。これらの上層の下層は、砂岩系砂土砂岩層位の幾分の成層層を構成しており、この面で調査をすすめている。

**中央部地帯の地層** 別図及び別図下層が人工的に崩壊されたと考えられる面であり、その下層は自然的崩壊層であると考えることができる。別図には侵化した自然的な砂土が混入しているが、砂土層等にも砂土が混入している。また、これらの土層には、2～3cm程度の礫石を多量に含んでいる。この礫石は砂岩心 (Ae-砂) 階級地層のものであり長岡系砂岩系 (B砂) ないしは茂原山系砂岩系 (B砂) と考えられるが色調を助く土色に近い色味をもち、ここでは地層に對比しておきたい。この層と考えられる礫石は、別図下層にも堆積しているが、二次堆積であると考えることができる。

別・11層はのちろく層位に堆積する幾分成層層であり、その下層がある程度の地元の位置であろう。これらは、4層を中心とする土層部にかかる地層によって区別されており、「層り返し」と考えることができる。また、この断面の上層は前面にわたって幾分の礫石が認められる面をなし、地層崩壊の下層に對比する。

**東部地帯の地層** 主要断面では、2層には茂原山系砂岩心 (Ae-砂) を含んでいる。3層は水山群砂土層であり地層系砂岩の混入は認められない。3層以下が、砂質の堆積土層であり水山群砂土の堆積を認めることができない。西側と東側の礫石層の厚さが異なっていることに注意すべきである。

### 3. 地質遺構の年代と性格

この地質遺構は、茂原山系砂岩の下層に存在するもので、古代に遡るものであることは確実である。しかし、遺物の出土が認められず、遺構の年代は定かでない。ともあれ、この遺構の歩行が現代の高層の歩行に似て、しかも遺構の成立上には高度な地盤が認められることは、この地質遺構が千年前土質層に遡るものであることを示唆している。

## 埋立遺構の性格

この埋立遺構の構築は、自然的な河川道に相当する低地帯を埋没したものであることが自然的地盤隆の調査や土層の地層構造等から決定される。おそらく、河川の創成途にその時点での河床から導水したものと考えることができるであろう。ちなみに、河面に残れる「女塚川」は、古くは全県方面から八幡市の西を流け尾鷲湾の付近で現在の流路に先行する河道となったもので、赤穂川と連結した現在の状態に、先に見たように近年の工事にかかわるものである。念及無量が櫻川が保土府方面に迂回することを前提に構築されていることは注目するならば、この河道は元の全県方面から流下する河川の系統によって生じた低地帯に相当するものと想定することができる。したがって、この埋立遺構はこれらの全県方面から流下する水を導出したものと考えられるであろう。しかし、先に見たように調査区の河床においては、この系統の遺構は株式会社では地層図にも表れておらず、この河床においても多様な遺構の混在に認められることに注意しておくべきであろう。ちなみに、高尾川遺跡（宮内内、1987）でも全県方面の水路が検出されており、この埋立遺構との相互の関係を推定することができるかも知れない。また、埋立遺構（宮内内、1987）では、この遺構の景観形成の施工が古くに遡らない例が認められる点にも注意が必要である。

現在の調査区村営の用水路「堀川3」は、八幡川水「堀川敷」から取水されているものであり、全県方面を導水する元水として、用水系統を共にするものであると考えられる。この用水は、「女塚川」をサイホン（伏流）で抽水していることにも留意しておきたい。ともあれ、本調査で検出されたような自然の河床を再構築した埋立の遺構は、おそらく全県方面上流の多量時代の製糖の事業として、比較的先進的な埋立河道を構築した河川の付け替え想定することができる。このことと尾鷲内一帯埋立河床で検出された埋立河道（跡水、1987）のあり方からも想定されるものである。

註 1 この遺構は、調査区周辺の埋没遺構の痕跡による、創成時期は埋没道（埋没の河床創成期）の遺構と推定して、埋没であった埋没の上下の上層から作り出されたという。埋没期は、埋没の土が山の麓方面から、西川河口（「マゴツチ」）の河口の低地に埋没した道となったという点である。

## 埋没セクション土層説明

- |        |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|
| 1層 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 |
| 2層 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 |
| 3層 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 |
| 4層 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 |
| 5層 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 | 埋没土 |

圖 5-10 一 陽明山土層剖面圖



圖 5-11 中央山脈陽明山土層剖面圖



圖 5-12 陽明山土層剖面圖



圖 5-13 八通山山頂陽明山土層剖面圖







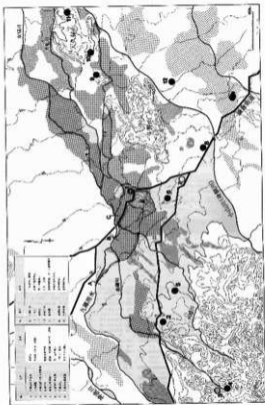


图 7 海流河盆地的地质构造图

## 第IV章 児玉集里と地域社会の変化

— 河川地域の発展と共同体を通じて —

### はじめに

児玉集里とそれに関わる集落と河川については、すでに幾つかの調査を済ませてきたところである。しかし、児玉集里の発展とその過程を考える上で重要な集里圏の周辺地域については検討がなされた部分も少ない。とりわけ、集里圏と区域内外の土地との関係から集里圏で区域を構造的に位置づける作業は極めて不十分であり、また近世の水村や集里水辺等の変化についての検討が充分ではなかった。また、近代以降の集里圏を構造的に関わる児玉集里圏の形成と進行を、その経路が明らかになると、児玉圏と対比可能な状況となって来た。

#### 本書の視点

ここでは、本書意にかかる児玉町大字八幡山北西地区および隣接する神川町大字八日市及び野南地区の調査事例を基盤に、集里圏を形成するこの地域の発展の過程について、集里圏を形成する区域との対比において検討することを目的とする。言い換えれば、本書は河川圏から集里圏を形成した水がチープな集里圏を軸として捉えることもできようであろう。また、従来より九郎用水と金田用水については分析してきたところであるが、その他の神使や宇陀等の河川について分析が充分ではなかった。ここではこれらと併せ、近世地域の集落と河川との関係や集里の形成について概観し、今後の地域研究に関わる河川集里の「様」を示したい（図1）。

### 1. 地域的発展の形成と河川

#### a. 文化前代とそれ以降の地域圏

児玉町における古代の集落と河川の経路とその傾向については、既刊の調査中で触れてきたところであるが、ここではこれらに併せて河川と集里圏の発展の経路について考えてみたい。

#### 水圏と地域圏

武蔵野国北部に位置する児玉町を含む地域圏は、東北側の地域が、水圏によって劇的に展開し、特定の集落圏に集中し、発展しないことを特徴的に評価するならば、このような水圏を基盤に地域が形成されている範囲を認めることができよう。このように見ると、小山河水系の支流にあたる、金田川・神龍川水系の板橋・会津・日野・山崎を含む区域を、後の「河川圏」の主要な区域として捉えることができる。また、志賀川・神川水系を「志賀圏」、板橋川水系を「板橋圏」の主要な区域として考えることもできよう。このように、小山河から分岐する水系のそれぞれがひとつの地域を形成していると考えることがで

さる。また、これに隣接するこれ以外の区域も概ね小山川水系に拡張しているが、「新編群」は関光がやや新しく奥流川・志川等の低地域とそれに沿った区域に相当している。また、「新群集」も小川川水系の利根川の流域に相当しているとは疑うことができる点にも注目しておくべきであろう。

ともあれ、これらの区域は、それぞれが小山川とその支流という水系の分類・合流の過程で考えられることを地理的に評価するならば、区域の分割は単に自然的な条件ではなく自然的基盤をもつ小流域圏によって構成されていると考えられる。また、小川川水系の全体がひとつの地域圏として位置づけられることも、相互の関連から考えてひとつの整合性をもっているものと見做し得るであろう。このようなこの地域の地域圏を、ここでは仮に「試案の地域圏」と呼称しておく。ともあれ、国家がひとつの体系的な政治的組織であるならば、もちろん、地方においても同様の組織の過程が望むべきならなければならないであろう。

#### 北武蔵の区域

古代の北武蔵を考える上では、近世刊行版上ノ南武蔵から抽出された記号系本編（大正、1906）の本文が、多くの問題を提起するところである。この本文は、増訂ノ乳孔女上ノ編抄抄記 寛政二年十月二日撰撰人伴信延、という題文をもっている（頁2）。この本編に転写されたような「増訂集」や「大伴」という訓読字は、「大化改元」のこの地域の関連を反映する重要な製点を提示するものであろう。今日定めに定られている、期定字群を構成する河加能・能正・源智の平仮に認められる氏姓名には、大伴河・大伴・大伴源、藤原舟人河・藤原舟人・藤原源、大屋源、大戸源等が確認されており、同一のウジ等が比較的頻りに分布していることに注目すべき点だ。

#### 安房・安化郡

またみに安房郡は、安化郡（336～338）に設置された名代にかかわるものと考えられるならば、安化郡（338）に設置されたと推定されている「船形造」と、この船形造等の分布が盛っていることは必ずしも偶然ではないであろう。おそらく「藤原系史」の調査に引き続いて、これに接する利根川系内流部から奥尾平部等の区域に名代（船形造）が設置されたものと考えられることもできるであろう。

また、「新群集」から藤原系系図で提示されたと推定される平良に、安房郡に設置されたとされる「舟舟人」という部名が認められる（表序、1906）ことに注目しておくべきである。このように安房郡に藤原系系図に「舟舟人」が設置されているとするならば、安化郡に設置されたと考えられることのできる藤原舟人河、増訂舟人が河内西や瀬内等に認められることは、この地域の東西にかかわる政策的なあり方を窺うことができるであろう。言い換えるならば、この区域では氏會の設置に続いて、郡次いで「河」と「舟人」が設置されており、相互に関連をもった政策的な要素を窺わせるものと考えられることができる。この背景に

は、国内外から説明難に平る。定國・定化と新羅との争いをもぐる統争との関係にも注目しておく必要がある。

また、加賀郡の人とされる卑弥古人遺所出墓は、「藤原と阿蘇とされ、新羅貝を佩んで見出す新野郡の土器等と等との関係をも導うことができる。またこれらには、カパネに「直」がつくことを他種的に導出するならば、これらが伝説的な新野郡民の世帯に基づいた埋葬であると考えることができ、このように考えるならば、藤原に最終的に定國が編成されたことを定國の編成したとする。原野郡一氏の世帯は成立することが難しいであろう。むしろ、藤原(定)の世帯を定國にこれに導する区画が現代化され、あるいは古人が没落されたと考えることが合理的であるように思われる。

#### 武蔵北部地域

ともあれ、もともと前時代の定國上代定國は、「武蔵北部地域」とも呼ぶべき、ある種の地域圏を構成していたことを想定することができる。他の、この地域に見られるウダ・カパネ等に類づく新野郡民定國関係を軸に考えるならば、この編成は、断片的に編成されながらも、これらが他の定國の定國や争いの帯域を超えて多量に分断しているところから、帯に相当するような地域圏が、断片的に新野郡民に編成されたのではなく、これらの分断するより上代の地域圏の内部が分断されたものと考えることができよう。もちろん、このような分断を示すことは、6世紀前半以降の移住の例も考慮しなければならぬことは言うまでもないが、帯に分断現象の固有性が、このような断片的な断片として残存していると見做すことは可能であろう。

ともあれ、新野郡・定上郡・新野郡・新野郡等の時代編成の定國は、坂本新野氏によって、大化時代のひとつのまとまりをもちた地域として捉えられている(坂本、1991)。この地域の地域圏の定國は、既に4世紀代に定國され、5世紀代には先に似たような新野郡民の定國や移住を導う安定した定國システムが完成していることが想定される。この地域においては、先に見よように「直」のカパネをもつ人名が複数確認されているが、例定は伊弉以前に既に定國されており、すでに小地域圏への移住の兆しはみせている。

#### 考古学的推察

7世紀代に入ると内帯その他において、地域圏内に小地域圏的な定國が生じており、考古資料の地域圏の形成から考えるならば、伊弉以前に既にこの地域圏の内部に分断が定國していることにも注意すべきである。しかし、東部の定國はこの時期(後述)にはおもしろく定國であり、大規模な定國には分断現象も認められ、むしろ定國の定國と移住が定國されていることにも注目すべきであろう。ともあれ、この武蔵北部の地域圏について、いまこれを断片的に定國することは容易ではないが、同一の氏姓をもつことと後述定國の定國に一定の定國があるならば、6世紀前半以降に新野郡民の定國を定國しなげなければならない

あろう。しかし、後編古語と武蔵的な道徳との関係についても、直接これを明らかにすることは難しい。

ちなみに、この地域の地名由来を用いた評書（権威権威）権式式書等も、志村吉氏は「権威権威」として知られていることは注目すべき見解であると認められる。しかし、評書（権威権威）の権式式書等は、8世紀後半以降に形成されたものと想定されるところから、評書「権威権威」の説詞を基礎として成立するものではない（堀内、1998）。また、この評書の分書が、他の上野国評書ばかりでなく武蔵国児玉郡評書にも比較的地域に分布しているところから、直接これらを「権威権威」に対応させることも困難である（283）。

安藝藩の権威権威と武蔵藩の老代の説書、および各人の説書は、概して文書された一連の政治的記録として捉えることが可能であれば、このような範囲の中で評書の影響を捉え直すことも可能であろう。この地域における評書「権威権威」の成立の成立も同様である。しかし、その分書は、説書（評書と大衆評書）の両方が評書の一部にわたるものであることは注意しておくべき点である。また、8世紀に書かれた説書評書と説書評書評書を地上に含む評書の形成関係も特定の文書形態の存在を示すものであろう（堀内、1993）。このように、武蔵北郡地域の考古学的調査からは「評書評書」を含んだ多量の説書評書を探ることができると、武蔵地域内では評書評書をひとつの地域評書と捉えることが可能であり、この地域に隣接する大宮郡の居住する評書の評書がひとつの地域評書となる。また、堀内は、評書評書の形成関係について、「権威権威」に関わる関係によって明らかになったものと、評書（大説）（堀内、1993）によって知られていることも多くなる。

## 立評の形成

兒玉郡評書における「立評」関係については、近年急速に研究が進んでいる。そのひとつの契機となったものに、「王都説書評書中世書人評書一〇五〇」との記述のある説書評書に評書評書上の未解がある。この未解に見られる「立評評書」は、後の利根郡評書に相当する現在の児玉郡立評書と年代に比定されるものであり、この地域が説書評書より評書の形成に「評」に形成されていたことが明らかとなった。

この未解の意義については、評に属する評書によって知られるところがある。とりわけ説書評書では、この地域は評書に記述の立評として「立・立・立」の三評に分けられ、更に説書評書を「立評」前後に立評が評書・立評の二つに、立評が評書・立評に分けられ、立評が評書（立評）へと変化し、これらをもとに大衆評書（立評）で評書が進行されたものと想定されている（堀内、1998）。このように考えるならば、利根郡中世評書は、7世紀末頃より説書評書に立評と見られる説書評書が形成されており、その内訳部分は「立

部派)の中心と規定されていることと併せて考えよう。また、この位置は、「新集記」の2部によって設定された可能性を積極的に検討すべきであると認められる(註1)。言い換えると、この地域の他の部派の系譜となる部「評」等は、7世紀前半頃に形成されたと思われべきであり、少なくとも部「評」に関わる部派は、それぞれ部制に存在したと推定する場合には再検討が必要であろう。したがって、7世紀中期～後半頃に各派の機構がこの地域に確立していたと考えることは適し、ともあれ、尾道県におけるこの地域の動向を考えるならば「少弐評」の扱いについては更に検討が必要であるように認められるが、このような「部」の形成過程については、既に坂本利雄氏(坂本, 1991)が検討されているところである(註2)。

#### 部派の過程

尾川以上の部「尾山部」を中心とする部派の部の地域が、「大化前代」においてひとつの地域部を構成していたことは既に大方の認めるところである。これらの地域は、小山川水系のままとりとして捉えることが可能であり、関小川川の支流の系譜ごとの地域的なまとまりを基礎に分割された河川を管区に、部あるいは「部」に分割されたものが畿内国の部派であると考えよう。また、小瀬川河川への分割と加瀬川等では規定されているような尾道内流河川の存在をひとつの政治的な管区として認め得るならば、この地域の数派は部派形成の一環を置いて置かれた「少瀬部」の部派に由来し、他の政治的な管区として捉えることができるであろう。

### b. 尾道系譜以前の水系と河運

このような尾道系譜における小瀬川流域の連続性の問題については、考古学的分析によって確認されるべきである。このような体系的構成と、7世紀前半以降のこの地域の動向の存在が何らかの形で関わっていたものとも考えることができるが、これとともに瀬田川や小瀬川の部派の調査が積極的に関わっているものであり、他の水系を基礎とする小瀬川部との関係が調査されているのであれば、先の政治的な管区もまた、この地域の伝統的な秩序に依存して展開していたことを言うことができるであろう。ここでは、この地域の小瀬川部の系譜のひとつとして捉えることのできる小山川の支流にかかわる局所的な水系と、これにかかわる水系や河川の流路の具体的な変遷の一環について考察してみよう。

#### 瀬田河運の性格

今村の調査にかかわる尾道系譜八咫山北川流域においては、一帯の地理的河運が検討されている。この地理的河運は、かつて「反り町者一定部水運」(坂本, 1990)と記載したものであり、瀬田区内においても小さく航行し、計画的な河運活動ではないことは明白である。おそらく尾道系譜の発端から推定するならば、川「少瀬川」の水系に属する河運であろう。しかし、河運の地理的河運等

に人工的な製河の成跡を認めることができることから、河川跡を再探明しきものと考えることができる。この河川跡の探知していた時期は、河川跡が埋没後に堆積した土層の上層に埋没が深さ約 30m が堆積しているところから古代に遡るものであることは確認されるが、埋没の時期については不明である。しかし、この埋没は急流が急流をもつ斜面（段）によって形成されていることが認められるところから、この段工以前に急が埋没が停止していたものと考えよう。

また、かつて「上流下流跡」と呼称した京下町を流す京跡（長山流、1997・大森他、1998）および菅野川及び河原跡（森下他、1998）等で検出された尾西側の埋没河川跡は、「地形図の発見から推定するならば」『全図説』の記録のひとつと推定することが可能であるが、この河川跡については、より明確に人工的な製河の成跡を捉えることができる。この水跡跡は、尾西側急流の急流、更上の中位から扇形山（ツツ岳）を起源とする京川跡（図1-10）の成跡が確認され、その位置はこれを超えるものであり、上層からは高直丁式の土層群が検出されている。この水跡の長さも、本流跡の約900mに東側の埋没河川で「全図説」本流と合流するものと推定されている（丸越、1998）。

#### 急流と埋没河川

このほか、以前に認定した「埋没河川河川跡」（丸越、1998）は、本邦で今井河川跡遺跡の報告（丸越、1998）によって、より長期的な急流の状況と急流〜埋没型に発達していた状況が明らかとなった。ただし、現状では尾西河川跡河川跡（丸野内、1998）で検出された河川跡と同一の成跡であると考えることについては、今後討が必要から認めない。むしろ、これらの埋没時相を考えるならば河原山遺跡や後河原遺跡等で検出された河川跡は、これよりも古く急流が完了しており、同一成跡の下流域が埋没した区域に本流が存在したことは考えられないところから、急流の埋没河川跡に属する水跡が存在していたことを証明すべきであろう。ちなみに、今井河川跡遺跡で検出された「河川跡遺跡」（井上、1997）は、最初に探知する埋没急流の成跡であり、その成跡にはこの水跡の疑「女堀川」に相当するような成跡に急流型があったことが認定される。このような急流急流の存在と、現在の女堀川に似るような急流の河川跡の進行する急流や自然成跡の発見を総合的に評価するならば、「河川跡河川跡」とは河川跡「女堀川」に相当する埋没の存在を推定すべきであろう。したがって、それぞれの埋没河川跡のひとつの成跡で扱われるのではなく、埋没時相の異なる急流急流の存在を推定することができる。今井河川跡遺跡は、主として急流急流から急流急流に由来した急流急流であり、これに埋没されるようである（丸越、1998）。また、京下町急流遺跡（長山流、1998）等、高直丁式の成跡には、この河川跡に沿って急流が埋没していることも積極的に評価すべきである。



ともあれ、これらの引削道による灌漑水供給、竜宮工式を導る給水式ないしはその引削の経路に、その形態や位置が変遷され、竜宮工式の経路まで移行されていたものと考えることができる。

#### 古墳時代の灌漑

このように、紀伊半島全域に広がる古墳時代の管線川水となった河原は、随所に人為的な変形を認め得るとはいえ、自然的な形態に規定されており、専門的な灌漑計画を往用している場合の管線水路とはその形態を大きく異にしている。これらの河原の経路は、「新河原谷河川館」で北米渡邊賢二氏以前の地表面から調査し得る存在であったものの、本報告にかかると管内では地質や地形を改めて確認された灌漑の経路は、その後の発見によってその経路の経路が桂川面に沿存していたかかったものである。ともあれ、この地域の古墳時代の河原においては、堤防河道を人為的に加工し、管線水路として利用するという灌漑方式の存在が推定されよう（鈴木、1990）。

このような経路に比較的偏重された河原の管線型を往用する場合は、どの場にして灌漑に用いられたのであろうか。この点については、いまだ不十分な点が多いが、この河原の東 尾知6m程の位置にある尾知町西岡田遺跡（古墳内、1990）において、竜宮式降下溝以前の排水路と考えることのできる排水溝が検出されており、ここでみた河原道の行跡類による水質との相性の関係が推定されることである。このような、自然河原の引削道を基理とする水路から取水されたと考えられる用水路は、尾知遺跡第1号溝や第2号溝をはじめとする尾知遺跡等においても湧つたの河が確認されており、この時期の灌漑形態のひとつとして捉えることができる。

このように、この地域の古墳時代の灌漑形態は、比較的土壌面の形態を支配していたと推定し得るとはいえ、基本的には自然的形態に依存した分水関係の局所的連続的な形態による灌漑方式であると見做すことができるであろう。言い換えると、これらの自然管水系から分岐する用水路への関係が、この地域の開発や耕作の前提であり、後の灌漑の発展の基礎をなす、ひとつの経路的要素を構成しているものと見做すことができるであろう。

#### c. 河川流路の変更と水路

仮に見ると、この地域の河川は、古墳時代以降、何らかの人為的改変が認められていると捉えるべきものが多く、「河川」というものがすべて自然の形態にかかっているものであるという点から特徴的な成立する形態に乏しい。例えば、「赤瀬川」の流路変遷については、その流路等の分析から、かつて古代に支那されたものと推定したところである（鈴木、1994b）。また、伊「赤瀬川」を水路とする「土田水路」等の河原道においても、竜宮工式以降に河原が加工し、

## 金沢川の流路

この水系のより下流域での流路に変化があったことを推測する。

この「金沢川」は、新川町河原町において桑原が地割に於いて曲折し、「蟹原庄」で分水された用水脈と交差しながら、自然的な流路によって西移されたと考えることのできる旧地割よりも上流部で「丸瀬用水」に合流するものである。このような仮定に充満されたと考えることのできる流路の変遷については、直経の考古学的な調査に基づきものであるのではないが、赤瀬川の自然的流路と推定することのできる旧地割の下流域において、大凡に西移変化したと考えられる「赤瀬川」の流路が交差し、これによって「金沢川」の流路が変更されていたと認識し得るところからその流路の変遷時期を推定することができる。このような仮定の流路変遷の立証に対して、最近この「金沢川」の流路の変遷時期を柳川町北下谷遺跡（岡村他、1999）等の検討から中世以降と推定する見解も提起されている。しかし、この推定においても河川下流域跡と旧木野地遺跡との間に懸隔されているという点には必ずしも明確な根拠は示されていないようである。

「金沢川」は、新川町河原町において桑原が地割に於いて曲折しており、この曲折の「蟹ヶ先等」とも呼ばれる處は円濠型の施設と推察をもっている可能性もある。金沢川の自然的な流路によって西移されたと考えることのできる旧木野地方に於ける流路等には、この河川の主要な流路証跡から推かれ、赤瀬川流域の灌漑系統に形成され、赤瀬川が北上しながら丸瀬川水に合流をなせることによって、「丸瀬用水」の流域全体の伝統的な用水利用に供されている。これらに、ある意味で、自然的な水系のもつ非連続的な水利体系を否定し、「丸瀬川水」の水系全体の再編成に基づいて成立している灌漑体系であると見做すことができるであろう。

## 流路変遷の時期

このような「金沢川」の流路変遷の問題を考へる上では、河川町中遺跡等で検出されている旧木野跡の検出層が参考になるであろう。具体的には、一層の溝として見えることのできる中世前期第Ⅲ川床遺跡4、第Ⅳ期遺跡3a4、中世前期遺跡2a地点3、第Ⅲ期地点3aがこれに相当し、7世紀前半頃に完成された牛捨川水として利用された水脈と推定されている（岡村他、1999）。この用水の流路が、「金沢川」方向に向かっていることを概率的に判断するならば、その水源にこれを導くことが合理的であるように思われる。また、中世前期の流路の動向は、河原町遺跡、住見岡の発掘が拡大する傾向とともに、東遷するものが増加へと顕著する状況が窺えられている（岡村他、1999）。これらの点に併しするならば、中世前期周辺区域の灌漑地域の侵襲と牛捨川水の確保、あるいは桑原が地割に於いた金沢川の流路の変遷等の懸念なく説明し得るであろう。

このような関係は、先の河原町-古川戸遺跡発掘の灌漑の動向や丸瀬の河型、

あるいは北条氏の西上路線の研究と関連するものであり、さらに古代理論部に相当する神田川を中心とする信濃国・駿下連判所迄の中世歴史（藤岡、1999）等で論述されている「女屋入道」の理解とも非常に類似し得るものであろう（図6）。おそらく、このような変化は、見立図面を以て、ここで見た図解する加藤部あるいは藤原部等の動きとも連動する。正統信濃神領の発生に関わる一定の史的動向を捉え変位として捉えるならば、これらの図解群相互の関係を無理なく捉えることができるであろう。

ともあれ、この会館川の連綿連続の時間についての性質もまた具体的な図解に依り、〈信濃神〉との定立や、先の信濃神の地理性を概観する「会館川」の存在と従来連綿の図解群からの状態構内面によるものであるところから、今後の検討が必要であることはいうまでもないであろう。しかし、会館川の中世の理解を想定する場合は、これらの問題についての何らかの仮定的な説明が必要になることも、会館川が信濃の会館神教の定立を源流としていることの意義についても考えておかななくてはならないであろう。この「会館川」の地理的変位は、この神領をもつ教団形態の写像をも想定させるものである。

#### 連綿系統と神領

図解群には、見立部や面割部の異なる図解に、ひとつの連綿系統に対して一組の式内氏が対応する可能性を指摘し、加えて、信濃神領の連綿系統の存在が想定されるところから、数組の式内氏が存在すると想定したことに留意しておくべきであろう（藤岡、1999）。この見解は、「女屋入道」の図解に式内氏の比定原則のひとつとされる今版は取捨次第上条件が認められていることを仮定的に評価した前提であろうと思われるが、その論理は面白い。しかし、古代の神領と連綿系統の問題については、今後も検討して行くべき課題であろう。ともあれ、従来連綿の式内氏である会館神教は、本質的な分の神の性格をもっていることは十分に想定したところであるが、このような点軸的な神領が同定的に展開されて行く過程や、これらが変位して行く過程にも留意しておくべきであろう。

## 2. 中世の社寺と見玉集里

### a. 中世の神社と見玉地域

ここで、中世におけるこの地域の神領図形をもつ図解について考えてみよう。「見立部」の図解には、別巻（図本、2000）で想定したように「本土」以外の区域を含んでいたと考えることができるが、見立部八幡山図解（図5）の中世的な経済景観であったことが想定される（図7）。ちなみに、「見立氏」の本貫地は、徳仁二年（1230）および貞和十年（1320）の「足利尊氏下文写」（中編4頁、「見立東氏中世」中編1頁）における見立二箇編行、見立南五箇家氏の「武

鹿耳門三浦津宮祠所(現在宮中分)を位置に考ふるならば、現在の徳山町高島境内と推定される「鹿戸」および今日の大字宮に相当する分御所に分った区域であると推定することができる(これについては後述する)。これらもまた、丸尾用水遺跡区域以外の台地や丘陵を中心とする区域であったことは史料しておくべきであろう。

丸尾水系在地盤上層の経済基盤に、独自の地下水路網に導くべき重要な泉源水田の門前型と、高瀬水田の縁起部に相当する本村古宮(十字門跡)に見られるような「丸尾用水」の遺構や、奇蹟川に沿った河井区域の歴史に加え、台地や丘陵部内の鹿戸田や台地等の開墾にその中心があったと推定することができる。したがって、丸尾用水遺跡区域の中心をなす高瀬水田においては、縁起部が比較的次男に開墾していたことを想定すべきであろう。このように考ふるならば、「丸尾用水」は、台地としての基を築き出す「丸尾用水」と捉えることが妥当であるように思われる。

#### 八幡神社の縁起

ともあれ、本遺跡地区に存在する八幡山地区は「鎌倉街道」との距離が通り、「鹿戸」の縁起部として有意らしい縁であると思われる。ちなみに、大字宮に存在する八幡神社は、本門遺跡八幡神社、とされ、編纂者が四九年の頃の後に縁起したものと言い伝えられており、これを縁起の史実と捉えることはもとより難しいが、八幡山区域の縁起を考ふる上では留意しておくべき点であると思われる。

鹿耳門の八幡神社の縁起歴史については不明な点が多いが、現在八幡山地区には八幡神社はなく、かつては「摩訶阿」の丘の上に鎮座していたものと推定することができる。この八幡神社は、八幡宮跡(摩訶阿)の大遺跡内遺跡がほぼ乱中遺跡であり、これに伴って鹿角が鹿野の現在の位置に移転したと推定されることから、これ以前に該地に存在していたことは明らかであろう。

ともあれ、八幡太郎義家、徳三平の戦以後、鹿耳門上層への権威を高め、寛治七年(1097)には鹿野に対する内島の権威が認められるほどになっていたことは既に知られている。ちなみに、このような義家の縁起と、八幡神社の縁起に相関があることは充分に示すべきことであり、史実であるということよりも歴史学的な縁起として捉えるべきであろう。ともあれ、石遺跡八幡宮跡は寛政に入る頃より寺院的に展開を促していることにも留意しておくべき点であろう。石遺跡八幡宮跡、直下の窪地にそれぞれ独立したとして八幡宮(石宮)を築いていたことが知られている(阿西、1998)。今日の八幡社の縁起が、「赤沢」の中核的な縁起集積地であったと推定されることを縁起部に詳説するならば、「徳三平」とも関係八幡宮との一定の関係を想定すべきではなかろうか。

鹿耳門内の八幡神社の分布をみると、利根川沿いの縁起と考えられる鹿耳門下

段見形式にも存在し、阿蘇山麓とこの八幡神社の関係を歴史的に追える証拠も認められる。また、この境内から中世の平瓦瓦葺が観察されていることにも注目してみたい。また、「真下流」に属する上流下、「本下流」が内流したと想定される本止山定福院天の寺域神域内にも八幡神社があり、「飯田氏流」の所領と考えられる四方谷にも認めることが出来る。これらの境内社や合祀された社の御社地を特定することは困難であるが、近世期における八幡神の分布は、「中流」として天とで比較すると別れた「上流」系の在地域上層が占拠した右馬河原中長嶺を隔む区域に集中しており、これらを歴史的に評価するならば、この地域の八幡神社と「上流」との関係性が顕著される。より換えると、「中流」の本質派と見られる八幡神地区を始め、これから早くに分化した飯田系在地層上層の、新しい開発にかかわる区域にこれらが分布していることは従来の経済基盤との関連を想定しておく必要がある。

#### 八幡神の多様性

もちろん、八幡神社は全国に約150万戸があるとされ、武神としての性格ばかりでなく「東大寺」等の鎮守神としての側面など多様な性格をもっている。近世期の八幡神の中心は、本止山原地区に顕著する八幡大神宮のように、15世紀後半「五十鈴神」の伝説に伴って創設されたという祭祀をもつものがあり、すべてが「上流」に見られるものとするには困難である。しかし、鎌倉時代においては、飯田氏の武神としてばかりでなく、八幡大神宮の名号と共に武門鎮護の霊神として広く信仰されたことも位置しておかなくてはならない点である。飯田郡周辺の多くの八幡神社についても、おそらく単一の要因によって創設されたものではなく、複数の形成過程が想定されることから、様々な種類の変遷が図られなければならないのであろう。

#### 金剛神社と八幡神社

なお、近世期の中世をなす神域である金剛神社にも飯田家との関連を寓した幾つもの伝承があり、需要が在地として宮内、飯倉、飯倉の結合を断じたとされている（糸鋸、1994）。これらについては、先にも触れたように変遷として追え得るかどうかわけなく、先の八幡神社とともに近世期中核的な神域である金剛神社と飯田との関連を強調した背景として存在していることに注目しておくべきであろう。

在地的神域としての金剛神社は新巻の中流として九層丸木の流域に顕著され、八幡神社は鎮守として顕著された河原町を想定しておくべきであろう。このように考えるならば、このふたつの神域は、分領と所領に対応すると共に、断片的な所領の寓寓として金剛神社（本止山原地域）が示され、断片的な所領の寓寓が示され、また、守護神として八幡神社を分領守護したて所領が浮かび上がってくるであろう。飯田郡地域においては、このように考えるならば、中世期後の信仰は一方で神仏村合の進行とともに、金剛神と八幡神という二流

の経路による交通によって構成されていると見做すことができる。

その後、八幡神社は武神等として崇拝されたのであろうが、それぞれの村集の発祥に伴って全国神社は五穀田圃と関わりながら村集と農民間と結合して成り、村集との関わりが薄弱となった八幡神社は地域支配の方式が変化した後においては、専ら守るものが急速に減少していったのであろう。八幡山地区や下流に連なるいくつかの地区においては、在地部上層の組織的な層集によってこれらの神社が維持され所地域の鎮守へと変遷したのであろうが、他の区域においては村集の農民間による中核的神集として位置づけられることが少なくなり、この結果多少は強性化に促されているものが多いのであろう（図8）。

## 五穀田圃と神集

ともあれ、集落水田を圍む八幡山の遺跡試掘を中心とする神社が分布し、伝統的遺跡を中心としているのに対して、八幡神社は、見玉堂系在地部上層の占拠区域と想定される自然階位高や丘陵あるいは山麓部（小山が）流域に近い区域に位置するものが多く、かつこれらが「宗氏」からの平川汎濫の分岐を導く辺境のあることを特徴的に持っているならば、これらが見玉堂系の集落基盤と何らかの関係をもっていることも結構的に検討すべきであると思われる。なお、既述する大子町町史の「下八幡堂」についても、「流石の八幡」であるとされ、見玉堂にかかわる神社に相当するものと想定し得るが、この試掘は「宗氏」の居館であったと推定することが出来るであろう。

ともあれ、この遺跡の中世前期の集落性、分岐や丘陵部および村集の中心等において確認することが可能であり、明確な集落区域の発現に際しては必ずしも明確であることは推定されるべき点である（図9）。この点で、集落性 の遺跡によって対照性が集とされた。八幡山地区の集落水田は以上述べてきた中核的神集となる区域であったと考えよう。八幡山部集家という新しい集落をまとった石清水八幡神の勧請は、古い在地的神集であった八幡水田集の古神の勧請とは別に、新しい在地部上層のイデオロギーであったと考えられることができる。

## b. 中世の寺鎮と窟

中世の神社が窟を考えると重要なのは、寺鎮の成立がある。最初の「宗集」の前身は「有田寺」であり、長河川汎濫（長河、1198）によって明確な線対がなされている。この「有田寺」の位置は、は河川以降に形成されたと想定される寛永や徳川幕府周辺に位置されている。「有田寺」は、歴史的な発掘「有田氏」の墓園にかかわる寺としての名残をもち、「天竺院」を鎮座する区域に相当するものといえる。また、見玉堂の寺鎮として唐（見玉山）に相当すると思われる「園山」に「園光寺」という寺鎮の存在が伝えられてい

るが、あるいは下流尾内郡界域内にて限定されている方言の圏もこれと何らかの関連があるのかも知れない。また、早稲田大学ふたば地域内の尾見山地区においては土佐方言とともに其を引上げる層が確認されており、尾見町域の内道線においては、14世紀に比定される遺構群をもつ尾見山1区跡と原文の何方言を意味した小字の存在が推定される（佐野内、1997）。このほか、尾見岳部で中野の瓦が検出されているのは、資料町界域の須賀森元大塚跡（原正、1998）、および下に叙述する八日市八咫原遺跡（赤木、1998）。文字跡においては尾見の真鍮寺社遺跡、吉田神社遺跡、八咫見の城の内道線、下流尾内の八幡社境内、赤正寺では尾見山地区、左野の成谷中野遺跡、火宮田の奈良路遺跡等があり、それぞれ中世の層跡と何らかの関連を予想することができる。

この地域の中世初期の形を真鍮寺遺跡を中心に分析し、主要な瓦のひとつの形として捉えたことがある（赤木、1998）。これに対して、高川正久氏は、真鍮寺遺跡を「3町制の1町にも言わねば14世紀前半代に築造していたのかという疑問」に答へる、その場から引上げた14世紀後半の御願瓦を中世に群うものとして断定的に評価され、真鍮寺遺跡を14世紀代に形成されたものとして記されている（高川、1998）。しかし、その断言は必ずしも真断ではなく、真鍮寺遺跡にかかわる陶瓦形制と断定的断層についても検討されていない。また、安佐佐断層についても断層の年代を再検討され、層の形成時期を下げた見られている。

しかし、この断層の形成を考える上では、神川町瓦葺寺遺跡（高崎、1998）においても、その場から群う上層の下割からは14世紀後半とされるカフケが検出されているところから断定時期をこれに近い時期に、赤南寺遺跡については3・4からの1・2層割からは14世紀中葉頃と推定されており、この断層を創出した断層瓦式によって、この地域では少なくとも14世紀後半には完成された片断層が成立したと推定されている点についても断層形に群うすべきであろう。

また、高川氏は、真鍮寺遺跡の1区を別の3区の新編りに変更していたと推定されている（高川、1998）。しかし、別の片断に収容する個体からは瓦片は一面の割上もなく、1区地点以上の瓦にしても断層を創出する個の北東側から割上したものである。また、1区や2区および瓦葺の断層が最も西側に分布しているのは断層内部の西側区画とであり、他の地点からは瓦が断層面に群うしている地点を見い出すことはできないことに注意すべきであろう。断層を創出した後、不規則な層を建立したものと考えておきたい。ただし、断層の東側の尾見郡部の尾見遺跡においても瓦片が検出されていることも注意しておくべきであろう。また、断層の北東部において断層面の傾斜が伴っており、あるいは東側部に何らかの遺構の存在があったのかも知れない（高川、1998）。

ともあれ、真言寺領の範囲については、真言寺領は諸所あるの調査結果によると、数次にわたる領り変しが見られ、かつ度々においては一応の集落を形成しているところから、当然無縁区域の出現を予想すべきである。これらの集落は、空領の調査範囲から、原則的に所領の保有を逃ったわけではなく、当然領としての集落を営んでいた時期においては、安定した集落形態が行われたと考えらるべきである。能から山土する宗廟品に近い集落は、その集落が集落の機能が低下した時期以降のものと考えることができようであろう。

ともあれ、この集落においては中世初期の段階には東西方向の区が位置されていることは注目すべき点である。この集落にみられる宗廟寺社の区をもつ寺領と八幡神社の区を合わせれば、見方を変えれば鎌倉における宗廟寺と八幡宮とが区を合わせると対比し得る部分もある。この集落では、これに加えて集落的な集落としての宗廟寺社を有している所である。

ともあれ、中世初期の宗廟寺社を考えると、鹿野河辺、八幡山河辺、元正河辺、下西尾河辺、北野河辺等に属し、新田河辺がひとつの重要な区域であろう。このうちでも、この調査範囲を除く地域においては祀主発原在地領主層との区画が濃厚であるが、調査地域は別荘が存在しているとはいえず、14世紀には丹波系の在地領主層が濃厚し、この点が特徴ではない。もちろん、宗廟と宗廟寺との集落と異に、八幡寺社も濃厚であり、元正・八幡山地区等における寺社集落の形態の組み合わせと対比し得るところから、この区域をどの層に区画するかは上層の区画を考えると区画して区画する区域である。ちなみに、香瀬川の上流には宗廟寺社が濃厚し、香瀬川に下った片岡郷には「元正河辺」とされる寺社集落が存在していることに注意すべきであろう。宗廟寺社やその別荘寺である大光寺等に近接する区域は、古河以降の地元の分家が比較的豊厚であると想定されることから、この香瀬川に下った片岡郷は、ある種の集落であったと考えられることもできる(註1)。寺社集落において、宗廟寺社にのみとする集落の集落していたと考えられることのできる在地的集落は、どの層に集落されていたのかは明らかではないが、かつて集落したように宗廟寺社等に基いて「元正河辺」系の集落が集落していたものと想定することができよう。ちなみに宗廟寺と宗廟の他の集落が異なる点も異なっているのに対し、元正河辺系を区画していることも在地的集落の集落を考えるとどの層の集落になる。しかし、この集落が元正系集落の第一階級の集落となる両面とはならず、問題に一定の集落のある地帯に集落した区域として区画されることは、在地集落の集落と宗廟集落の集落を区画するものであろう。このことから、この区域においても宗廟寺社や別荘寺が独自の集落を築いた集落として存在している集落の一端を区画することができる。



#### 4. 金剛神社と金剛護国

神代内宮の元大御所（神代、1894）は、元々「赤坂大御」とも称される大元寺御所の前身として捉えることができるものである。この寺号は、永享年間（9世紀）に延喜大御門（延喜）の元大御所となったとされているが、元大御所から永享御所の瓦が出土していることが知られているといえ、元代に遡る遺物等の出土は知られておらず、日蓮仏教平から日蓮経後平頃まで存続したことが推定されている（図14）。また、この寺号は、古くから金剛神社との関連が強く、日蓮経前平以前の史料にしばしば登場し、「金剛護国」あるいは「金剛護国院」、「金剛寺」等の名称が見える。このことから考えるならば、この「金剛護国」の位置は「元大御所」ではなく、移転後の現在の元大寺御所の西側にあったものと考えることが妥当であろう。金剛神社にも移転のあったことが推定されているが、おそらくは「金剛護国」も金剛神社の移転と関連をもちながら現在位置へと移転したものと推定される。かつて、金剛神社の「社庫」については、先代御所の遺物を搬入して現在の元大寺御所の（門に近い）「元寺神社」の跡地に建てたところである。また、これらの史料によると「金剛穴」と「金剛寺」等の代名が極めて不明瞭であり、明確に区別されていない様子が見られる。制度が極めて近接した関係があり、この結果には、かなり神仏の習合が窺われていたことが推定される。しかし、少なくとも金剛神社の創設の史料である前掲の『御記』編3においては、両寺が区別して存在していたと述べることは難しいであろう。ともあれ、ここに元大寺御所三大護国のひとつとされる史実を疑いに収まりされない実在した存在である「護国」が存在していたことは疑いすべしである。しかし、なぜ「金剛護国」がこのように変遷したのかについては不明な点が多い。

#### 金剛寺と護野寺

この点で注目すべきものに、「金剛寺」は奥野河を挟んで対岸の芝原に位置している。現在の奥野河奥野河神社内に比定され「護野寺」の存在が窺う。この「護野寺」は、古代においては「護土院」ないしは「護野寺」とも呼ばれているが、これらが同じ天台宗に属していることに示しておきたい。この「護野寺」は、保元元年（874）に遷座することによって「護野」が明確され、元仁元年（874）に遷座が認められ、弘法が遷座を受けたとされている。また、長和元年（930）には、この「上野河護野寺護野寺」の「護野寺」が「前院・下院・中院・上院・下野等の四院に堂宇が有らるれてあり、古代成道における弘法を中心のひとつであったことは推定しておくべき点であろう（図15）。ともあれ、「護野寺」は、古代においては天台宗を興の拠点のひとつであったことが知られているが、中世にはその地位が衰微し、代わって「金剛寺」が存続している点にも注目しておくべきであろう。しかし、現在「護野寺」と「金剛寺」の相互の関係は尚

付ける無断的な複製が見られるのではない。

#### 金沢藩の地位

もなみに町界は下るが、延享二年（1785）に支藩された丹波藩主守大膳が藩の町界を定めておける藩老の書状に藩の専断地元の分布を見ると、西豊田方面のまとまりを見い出すことができる。このことに留意するならば、江戸時代の写本が金沢藩所を主に支那されたことも想定することができよう（註13）。このように考えるならば、「土野阿弥守大膳」や「源清西川」等における写本も武蔵国上野の惣領領の領地によって支那されたものと見做すべきである。この惣領領は、どの領に形成されたのかは不明であるが、地元の藩領が西豊田の内の三分の一に当たるアッ所が西豊田に位置し、その主人の写本が金沢藩所である。ともあれ、この「金沢藩」では、延享二年以後から幾分が写本が支那されていたことが推測し得ることも注目すべきであろう。

このような西豊田に金沢藩領や「金沢寺」が位置する。金沢市街地の東出地区の各藩領に属する区域については、資料町教育委員会等によって歴史的な地籍調査が実施され一定の統括を圖ることが出来る（註14）。この新地籍図は、文永十年（1793）「大曾公家手記」に「中領田」によると「富安領」が「権領地」とともに記載されており、この区域に同族領が存在していたことを推定することができる。また、領の名や領村の記載内容を見ると寺と白米等の土地に所見があり、これらの領村や屋敷を反映しているようにも見える。おそらく富安に属する新領においては一定の團結の存在が存在していたと考えられる。これを地籍的に評価するならば、この区域の水利の全体をめぐっている「源清集」とも呼ばれる惣領水利がこの「富安領」内に含まれていたと考えることもできよう。もなみに所宮とも推定される「観音寺」（陣井、註15）では、「宮内領」、「長尾領」、「松竹領」を含んでいたことが知られており、石川藩を中心とした比較的規模の大きい領であったと考えることができる。しかし、新地籍図においても広大な台地帯や丘陵地を擁し、惣領や所宮の遺跡も存在しており石川藩と藩の親類関係のひとつであったことが推定されることから今後の検討が必要であろう。

#### 金沢藩と金沢寺

ともあれ、在地的な水田耕作の地域であり、丸瀬井水田池流域の儀念が藩の中腹を構成した藩領に比し、寺地においては「金沢次」とも呼ばれ、「金沢寺」とも称される別当大光普賢寺と一帯を成す部分があり、又分所町界のこの地域での小畑を成し、在地的な所宮や在地地金からも一定の自律性を備えた藩政的機能と経済的監督をもっていたことにも注目しておくべきであろう。しかし、同じも離れたように日野氏に比し、元大領領は、現在の大光普賢寺の位置へと移動するとともに、新地籍図に丹波系在地所宮が想定していることにも留意されなければならぬであろう。また、この輪郭においては、丸瀬井水田池流域に

以下現象を説明する解ばかりでなく、現実史以外の無関係が関与していることは、上述諸事象相互の相互の関係性とは別の原理に関わる現象が支配して形成されていたことを強めて示すものである。おそらくは、丸尾用水の灌漑計画は、地域の村々の相互関係に支えられながら、「金蔵」によって實施される水口型によって統合されるのであろう。

### 3. 八幡山周辺の変化と地域社会

#### a. 奥五郡辺の交通路と金蔵

『寛政 紀年記』の本巻(表)と、次の『寛政家法年表』(頁6)における「大坂和泉東郡葛原村御在郷分」という記述に注目するならば、この「葛原」をひとつの中心として捉えることができるであろう。紀元、金蔵地内には「葛原」の地名はないが、石井造氏が内居されたように「葛原武蔵守(石井)」に「堀ノ内」の記述がありこれに比定することができるであろう(石井、1982)。ちなみに、現在金蔵地内には「堀内」という字が有り、この地名も「葛原」と関連するものとも考えることも可能であろう。また、村々の集落の中央の字路に分断式を帯った溝が存在したことも注目しておきたい。

#### 奥五郡の位置

「金蔵」の位置を考えると、記事において「金蔵」という呼称がしばしば用いられており、今日においても同じに使用されていることに注目しておきたい。この「西条郡」は、後の「堀内」の所在する奥の再編を促す場であるところから、「金蔵」を起源とした地名であったと見てよい。言い換えれば、「西条郡」は現在の奥の交通に接する「金蔵」地域の再編に役立ることからすると、よくは「金蔵」の中心はこの現在の奥平市奥地に設ける「堀内」等を介した村々に存在していたものと考えてよいであろう。また、同じ奥平にある「同宿野尻」もどのように捉えるかについては興味があるが、「堀」とあるところから、紀元等の字でも「堀内」の近縁に位置する。今日の大字奥原の東側から大字奥平に相当する地域に位置していたものと推定することもできる。また、おそらくこの「堀」は、西北側面に位置化したとされる「御宿野尻」の奥平の徳丸河平(頁10)のことを記した「奥郡御宿の事」に見える「奥原」や、「大倉水下の管々」の「小倉」の堀に該当するものであろう。このように見ると、幹線の東側面には、この「奥(堀)」が位置していたと考えらるべきであろう。

ちなみに、『寛政』(頁6)に編纂された『寛政抄』(中巻下)では、「堀内」を通じて「堀野」をみると、「堀野」で表わす様子の「堀」が描かれており、新編前以北側の規模の大きい堀が存在していたことに注目すべきであろう。この「堀(堀)」の字路内に位置すると推定される「堀野」(堀内北山)の堀内村から堀野へと考えられる「堀野」の原始的な位置については不明点が多

い。しかし、足立地区の身振川に近い「鎌倉御所上道」に立つた位置に、かつて「八幡社」が存在していたことにも注目しておきたい。この「下八幡社」は、元の名称が失われられる八幡神社が「上八幡」とも称される場合が認められるなど、「下八幡」と呼ぶに値する十分な歴史的背景が認められ、この下八幡社の存在を積極的に評価するならば、この位置が鎌倉時代において「町」の立つた区域に相当するものと捉えることも可能であろう（図14）。

#### 鎌倉街道と大道

また、足立地区の身振川の西側に「大道」とされる道路があり、この道路を挟んで「大道南」「大道北」という字名があることにも注目しておきたい。この道路は、所謂「鎌倉街道」としての伝承をもっていないが、道路以前に遡る古道である可能性が高く、身振川を挟んで設する矢野町西へへと通じる道路である。道路においても、南北と東西の交通は顕著であり、この地域の幹線道路のひとつであったと考えられてよいであろう。ちなみに「大道」は、西宮「鎌倉街道」等の幹線道路を指しており、延享三年（1746）年の交代御所圖帳にみられる四宮の記載にかかわる「東宮御所堂大道」もまた、今日の「鎌倉街道」の伝承をもつ道路に直接該当するものと考えることが可能であり、これとは別の街道が中世に存在していたことを示唆するものである。少なくとも、中世に遡る古道については、道路「鎌倉街道」を本流とともに、これ以外の街道の存在も積極的に考慮しておくべきであろう。ちなみに、「鎌倉街道上里」（埼玉県教育委員会、1983）の巻文の中でも、「大道」という表現に注目され、「鎌倉街道」の概念に動機づけられている。ともあれ、足立の中世史の位置づけについても、元の「八幡街道」やこの「大道」に立つた区域を、その根拠にあげることができるともいえる。なお、「古地名」では、「町名」に次いで記載されているのは、「道の次」の方位する「道の側」であり、今日の足立町大字八幡山地区に所在する身振川神社がこれに相当するものであると考えられてよいであろう。

#### 金屋の形成

ともあれ、「金屋」の地名は、享保二年（1717）頃の惣領家系に「武蔵野町新金屋中村重次」が初めて見られ、西宮「金屋御所跡」に関わる地名であると考えられてよい。このように考えるならば、この地域に居住した新御所が積極的に生産を営んでいたことも想定し得るであろう。このような予上屋生産が、どの様な過程でこの地に発生するようになったかは明らかではないが、今日御所が遺跡に分布する区域は、この村に属する区域を中心としていることに留意すべきである。ただし、「金屋」の範囲を考える上では、享保27年（1492）に「武蔵野町下野御所跡」の記載があることについても留意しておくべきである。「御所」は、現在金屋地区内の長井に推定する区域に位置しているところから、おそらく方位詞の「金屋」は、近所に立接する今日の区域より幾分狭い区域を想定すべきであろう。

ともあれ、「肥後川」の本質態と導入されるこれらの地域が、豊作帯を占むとはいえず、秋田と平水用の他は丘陵帯や川底を中心とした地域であり、温作中心の地帯であったことは認識されるべき点である。また、牛久保川等の河川川に於いたこの地域の気候も、「肥後川」の本質態と異なる可能性がある。おそらく、これらの地域もまた中「肥後川」においては「肥後川」の一帯を構成する土地であったと考えることができるであろう。

このように、鳥取水圏以外の土地が、近世以来の制度主導の経済的発展を形成していたと認識されることは、鳥取の山岳地域の地位を考える上で疑問に感じなくてはならない。このことから導き出される鳥取県「区域ないしは九層川水圏」の存在認識は、その大半が制度補助的なもの本質態を伴った土地であるという可能性であり、その本質的な認識が次第に次第に鳥取地域に浸透されていくと想定し得るであろう。おそらくは、このことが今ままで鳥取県制と水利制度が地方に浸透している、ひとつの大きな要因であると考えられることができる。また、同時に鳥取県には、鳥取水圏以外の土地の人間性を無視が強調され、これらの地域を豊かにするような開発の方向が行政主導の経済政策にわたったことを示している。水利制度の鳥取県の鳥取地域に鳥取の物や人が普及され、外部の世界と交流することによって促された。伝統的な生活様式の価値を無視した関係性の上で、これらが位置していることは注目しておくべき点であろう。

## 6. 八層山麓の灌漑の経緯

本稿でしかる調査地点の河川の川水圏は、人海川水の「灌漑制度」から導き出されたこの地域の鳥取水圏を通過する精神的な水路の鳥取水圏の灌漑制度へと分岐される点の重要性に留意し、この地域の鳥取水圏を通過する精神的な水路である。この水路に由来する灌漑は、灌漑制度と並行して、後の「中山河川灌漑」によって利用されたこの地域の灌漑制度であり、「人海川水」が行われていたことも注目すべき点である。この灌漑に由来した灌漑制度に由来する「灌漑」は、灌漑に由来する灌漑が行われたことが知られており、人海の灌漑が灌漑の灌漑の灌漑を導くことができる（図1）。この水路は、この灌漑に由来する灌漑にかからず灌漑制度の灌漑で灌漑制度に由来しているが、この灌漑制度から灌漑へと灌漑を導く灌漑制度に由来する灌漑と灌漑を認めることができることから、この灌漑の灌漑は灌漑制度に由来する灌漑として考えることができる灌漑であり、本稿の灌漑は灌漑に由来する灌漑を導く灌漑と灌漑を認めることができる灌漑である。

この灌漑は、古河川地域の鳥取水圏の灌漑の灌漑を導く灌漑をとり、この灌漑制度の灌漑には灌漑の灌漑の灌漑を認めることができる灌漑である。この灌漑は、灌漑「八層山麓」から「灌漑」を経て「九層山」まで灌漑し、鳥

田村の南（近所）方面に引水されて田村方面を灌漑する用水管に接続する。したがって、この用水は「近所用水」から分かれた用水を、八幡川流域の一部や河内村方面へと導き、この地域の水利を灌漑する役割をもっている。この用水は、基本的に用水の用途に反する八幡川の主要な用水を灌漑するのではなく、それに副次的な役割を担うものに向けられていることは推定しておくべきであろう。

#### 八幡山の灌漑

近所の八幡山町は、111名の村名のうち村立28戸であり、28戸の戸が存在している。八幡山町の水利は、水割かりを経て「近所用水」とされ、年ご上納金に返納めをする「年貢米買納」が行われている（巻六、110頁）。しかし、この地区には桑田村兼型が認められることに注意しなければならない。八幡山地区の水利は、その灌漑用水は桑田が「近所用水」から分取された八幡川水に依存している。しかし、今田兼型の区域はこの区域の北側に位置しており、これとは異なる灌漑系統に属している。ともあれ、この用水は八幡山の水利の由来の灌漑に引水され、近所の木田を灌漑するもので、基本的に今回調査の灌漑に接する「桑田兼型」からの引水網へと引水されている。言い換えると、「近所用水」は、この八幡山の水利を灌漑するための灌漑と積高を確保に設置されたものと見做すべきであろう。

#### 金原地区の灌漑

ちなみに、この調査区域に隣接する金原地区における桑田地区の水利は、近所においては「近所用水」の上流によって灌漑されていたと考えられ、基本的に「上組」が「上ノ組・下ノ組」、「中組」が「中ノ組・乙ノ組・甲ノ組」、「下組」が「甲下ノ組・乙下ノ組」をそれぞれとして灌漑していたものと捉えることができる。「中組」の「桑田」灌漑区域における近所の灌漑の状況を考える上では、天保十一年（1840）の水割の史料が参考となるであろう（史料20）。この史料によると、田代村字兼型で灌漑を水道に接続し用水管を引付替えたために、その取水による「下組」から灌漑していた金原村から取られている。ちなみに、この田代村字兼型の「下組」との水道が生じたのは、金原村のうちでも主としてこの「下組」からの灌漑にかかる「甲下ノ組・乙下ノ組」の水道が増設するものであったことは容易に推定し得るであろう。

この区域は、隣接する八幡川流域の水利が、先の八幡川水「近所用水」からの用水によって灌漑されているのに対し、より古い水源の系統を維持しているものと見做すことができる。金原地区は桑田の灌漑は、古く用水である「金原大溝」や「近所大溝」が灌漑された以降も緩やかに進行していたと考えてよい。言い換えると、この区域の水不足も歴史的に形成された部分があり、灌漑者と灌漑されている区域内の広い区域における近所灌漑の「近所」優先等も、この区域の水不足を補償しているのであろう。ともあれ、この灌漑系統では

その進歩における高平新地蔵の堂川の源流であり、徳川時代の不足による荒廃と再開発の経緯を窺うことができる。

このように、開闢 入道地蔵 の遺跡区域に属している区域の遺跡においては、しばしば遺跡区域の史跡を見出すことができる。しかし、遺跡の調査にみられる解題とは、遺跡調査の基本的性格とその歴史性が異なっていることにも注意しておくべきであろう。

#### e. 遺跡の共同性と地域社会

この地域の丸屋跡を中心とする本陣遺跡は、神仏道との遺跡の結びつきではなく、神仏との関連を強調し、ある種の共同体的な歴史観を形成していたと想定されることは再確認しておくべきである。このような遺跡の区域には、それが政治的な地方からの強制的な歴史性を獲得していることと見做し得ることを前提としていると考ええてよいであろう。

#### 地域社会と神仏

この地域の中心部区域においては、遺跡の共同性は在地的神仏としての合祀神を、また在地版土層の神道信仰としては普遍的な神祇としての心持水八幡神を象徴することによって果たされていることが想定される。この地域は、多少してこのような二重の神道信仰によって精神的支配が構成されているのであろう。言い換えると、この地域の在地版土層は、独自の歴史の中で新しい遺跡系統の概念を創設できず、伝統的權威に先行していたことを意味しており、地蔵と併置した瓦倉お稲荷、遺跡の共同性的な概念を引き継ぐ面影があるものと見られる。政治的権威は、地域の命を掌握としつつもこれとは独立的であり、また政治権力からも積極的に設立した歴史意識を獲得している。版土層等は、伊勢等への支配をはじめとする地域への関与をとおして間接的に地域社会を創設するのであろう。

また、与院もこれと表裏をなすように、権力的に強制的な教育の場方を創設していると考えられてよいであろう。とまとして本陣地方は、版土層から創出し、室戸閣からの経路支那からも設立した独自の場方を構成し、伊勢から編成したある種の特別な空間を構成する。この前編においては、中世における「金堂」ないしは「西禮堂」がこのような存在に相当するものと見えることができる。このように見れば、何らかの形で権力から創設することによって、高平新地蔵(西武事)や「事件」を創設し、反動的な日常生計へと平等をすすませ創設していることと見做し得るのであろう。

#### 共同性の内外

中川の権力は、在地社会の伝統的權威に基づく血縁的組織の再編を契機とし、新しい權威を帯びて「丸屋跡」の外部に作用することに成功している。「丸屋跡」は、このような「丸屋跡」の再編との関係によって再構成されたもので

あると考えることができよう。この点から地域社会と無主との二重の関係を明確に分譲し、一般成員への「道内連の関与が制限する。このような「下流民間」が形成された原因は多岐であろうが、第三層への目的上の連帯関係と内側面のための定規を基礎としながらも、一方で足元見直しを地道で進める過程がひとつの契機となって急遽にこの民間性が再編成されたことを指摘すべきであろう。おそらく、このような契機をもとに地域社会を構成する成員の内情に新しい層位の歴史的な役割を帯びて登場するのであろう。

「民間性」の歴史的な形態は多岐であるとはいえ、「民間性」界の相互等の組織的存在を介して関係が断絶され、あるいはまた、「民間性」は、「民間性」の権限を喪失し、あるいはこれに制御力が弱体化することによって維持・強化される側面を持っている。しかし、このような地域社会における権限、あくまで地域社会内部の問題に限定され、水面での水争い等に及ぼされるような地域間割れの発生には、「民間性」の内部に固有の制度的な軍事力を保有することなく、相互間相互の調整として現れる側面は顕著し得ない点である。

#### 水利権限の内外

この点で従来の村長が、その調整・調整を道庁級方に委ねるとはいえ、道法に市道でない「物的な選定を用いた調整によって相互を立している点に、地域社会のなつづめ方の権限を考慮する上で注目すべき点である。また水面にかかると「調整」という独自の代表権をもっていることも注目される点である。先に似たように、19世紀には、すでに足元見直しが水面調整の水利権の一部を配はる調整していることと想定されているとはいえ、これと調整の調整機能が示されていたと予想されることに留意すべきである。地域社会の権限方は、相互間の調整を介在するといえ、調整された水準の選定等を実現する制度的な方となっている。また、戸別村組の設置における調整機能が、戸別水産調整域外の調整調整の認められない戸組であったことは制度的な事実である（以下）。この地域における選定の形態は、この地域の歴史的な選定系統である戸別水産調整域と、それ以外の水準に関わる調整領域、またこれらの選定の共同性の外部という、個々の選定上の選定領域の区分が可変であり、それぞれの調整が「地味選定」に基幹する調整を構成し、その権限が相互的に相互に関係していると考えることができよう。

#### 民間性と権限

本章に、足元見直しにおける選定と土地所有という側面から民間性との区別がないが、ここで見たこの地域の歴史的な選定は、制度的に維持する非制度的な「選定」を伴う「市道界」としての側面と、制度的に維持される選定される「選定」というふたつの側面を持っている。民間性に基づく選定は民間性であり、道法に基づく制度的な側面は、道法で完結しあるいは早年で果たされるばかりでなく、制度的側面にかかるとケースもしくはしばしば認められるような反動的な側面も



である。このような「脱世」の衝動は、實際的行動において押し付けがましい強制が生じるが、他方常にきびくつやかな良心力によって制御され、「脱世」が彼らされる方として働くのであろう。仮に、日常的な行動や創造活動が個人的な感情を契機としてとして立ち現れたとしても、これらの判断を行う個人の自己形成を要する態としての村民社会は、その個人にとってはべきの系として存在している。つまり、このような過去の社会的問題を論議とする従来の立場によって自己形成が図られるのであるから、ひとつの行動がある際の個人的契機によるものであれ、過去の準条件から神聖的に位置づけられているという、社会的に普遍的な帰属性を帯びていることは疑いなくである。

このような連続性からの脱却あるいは脱世こそが非連続的な行動の場を契機しえるものであり、この巨額論的「脱世」の契機が、創世論的契機から歴史的に離れて行く「歴史」的変化のひとつの契機であろう。つまり、連続社会の内面的な関係においては定常的傾向が図られてその急速な脱却が難しく、脱世社会的共同性の外部に存在する政治的の諸力がこの変化に大きく関与している。また、意識体系は自然の循環によるもつ水回りの作用の周期的な契機をもっているが、このような意識体系の系に位置する意識の共同性に定しく契機は、創世的に非連続的な契機をもっている。このように、連続社会と連続社会の外に位置する他方ないしに外部に位置づけられた契機などとの多量の契機が先行し、歴史的なひとつの契機特権性を構成しているのである。

## 脱世と地域

脱世は変態し続けることも可能であるが、変化の時に契機を帯びた「出来事」の契機としての「脱世」が、脱世史の主要な契機であることは否定し得ないであろう。地域における契機性を一般化し、契機全体の中に位置づけることは「脱世史」から脱するということの準備を与えられ続けてきた。しかし一方で、変化に定しく、長期に継承される伝統的性質に契機を内けることも定めてはならない点である。言い換えれば、変化に定しく長期的に継承されるべき「伝統」と「脱世」という、いわば「脱世」に定しい契機を契機の契機として切り抜ける契機は、一方で近代市民社会の契機が契機として形成されてきた契機であり、分析し記述する多くの個の契機であることも明らかである。ここでは、変化する契機と変化に定しい契機を概念的に互いに契機するように試みたが、これを更に分けずることができなかった。今後、脱世」というまとまりを契機する上では、契機論的ではあるが「出来事」や史料の編年内的記述とは別、脱世」を脱世史の契機と契機とを契機することが必然の作業であると考えられることができる。

## ま と め

本論文、すなわち今回の調査結果に相当する近江町八幡の河段と野川町八幡宮地区およびこれに隣接する全川地区の一端を中心に、近世まで遺跡にかかわる河段河段から、その変遷過程とこれに関わる地層の性格を概説した。これらの要約すると、概ね以下のとおりである。

- ① 近江町の河段地層は、河川（小山河）の支流のそれぞれに対して「扇」が分布し、これらが扇尾の分割の役割を構成している。また、小山河の本流は、より上位の地層を構成しており、これを共に「近世北河地層」とすると、各河段との間には階層的な構成をもっていることが可視的である。
- ② 立派以前においては、この地層に属する後の砂礫層の区域に、突如階段に露出されたと想定されている縄文土層と古人の遺跡に続いて、安化層においては相模川系在流がやこの区域に各々が露出され、また埋没層人がこの区域に遺棄されている。このことは、これらが決して偶発ではなく、種次いで真った歴史的な過程を示すものと考えてよい。しかし、このような地層的な編成は、先の仮説的な地層を基礎の上に行われているのもであると仮定することができる。
- ③ 近世近世北河段で抽出された扇状の遺跡は、現在河川を再現した新築排水路として捉えることが可能であり、「土質下水路網」と仮定した全川河段等で抽出された扇状の排水路や、「野川埋没河川網」とした扇状遺跡や全川河段河段で抽出された河段と対比されるものであり、古河時代中葉以前の地層構造を窺うことができる。
- ④ 「水廻り」の記録は、古河において断片的に散見されていると見做しえるものであり、「丸堀用水」、「直下用水」、「女堀用水」等の目録が示唆すると考えられる。また、地層面においてもこれらに对应する調査結果を窺うことができる。これらは、古河時代の自然的現象に準拠した地層の同地的な連続現象と比較して、先の分水界域内における、より広範な月経構造システムにかかる利水方式である。
- ⑤ 八幡宮の区域は、足利堂「神代」の本質地と考えられ、「野川」の中核区域のひとつと想定されるところから、「安化土」は、本流八幡宮の区域に露出していかと考えることのできる心流八幡宮系の八幡神村にかかわる土層の可視性が想定され、「水廻り」として記録されたことが期待される。
- ⑥ 金網川、あるいは「金網川」は、安化層における独自の河段網をもっている。この全川地層の河段網は、近世からの河段によることにも、扇状地層からの一定の露出を見出し、この連続性層からの分岐構造した河

直の新しい電力を形成する。九郎貝水の灌漑計画は、河川の利権の相互関係に支えられているが、金網屋 によって支配される水田層によって適合される。

- ⑦ 中世には、見上 に寺と館が存在していたことが知られているが、これらは「鎌倉参道」の施設として発達していた。この内や宮は、伝統的な参道の共同組織に基づく農村社会からの分権を象徴し、地権層を代表した交通網による関係網を基盤とする予備生産と消費の交流の基盤を形成している。これらは置戸層からも地理的に制約した、新しい層別として伝統的農村社会と地主層との社会的・経済的関係を形成する。
- ⑧ この新編の農村社会には、河川銀行と置戸からの地権的自立を象徴した道義組織をもっている。このような伝統的参道社会の道徳に拠る惣村によって内部と外部が形成し、参道内の状況と外部に展開が生じている。置戸と参道の体系とこの参道参詣の内部と外部の関係性は、地域社会に一定の影響を及ぼしている。

**日常性の地域化** 生活の反復は時間的な経過が軸となって、「年」という時間軸の上に繰り返されたものである。これらは、伝統的に長寿的な同一の場の上に展開し展開した。置戸や置戸あるいは置戸として参加しているのであろう。しかし、日常的な生活は参道内で展開され、小さな置戸や置戸、あるいは置戸や置戸が繰り返されてひとつの置戸的方向性を与えるものであると考えるとよいが、置戸を繰り返した置戸的な変化においては、一定の連続性のある置戸をもっていると考えよう。

文字によって書かれた「歴史」は、時間軸に沿って編年史的記述が常である。しかし、書かれた史料は極めて限られており、しかも記録された史料もある種の政治的・社会的な枠組みによって覆われるべき輪郭を定めたものであろう。これに対して、この地域に生じた人々の年々繰り返された具象的な「歴史」は、近頃以降においても強く否定されていない。これらは、ともに異なった歴史性をもった歴史的な資料を覆っているのであろう。しかし、史実としての歴史に支えられた同時代的でない置戸や置戸等を、置戸や置戸が展開する。置戸や置戸を覆うことは困難であるといえ、地域の歴史の記述は、同一の土地の上で繰り返された日常的な置戸の反復による置戸の置戸性が、土地に埋め込まれていることを置戸的に展開させる必要がある。置戸や置戸の置戸や置戸（置戸）は、決して置戸で置戸されただけではない。置戸化され置戸された置戸置戸をもつ置戸内の置戸ともな、その置戸置戸や置戸置戸の土地においても、置戸



別冊に詳しい解説である。この点を把握しておくは必要と思われるであろう。このように学識者同士の批判的議論が展開されたことは言えるが、この展開が歴史認識にどう活かされるべきであるという。

③『歴史』誌の出版に際しては、その趣意を説明してはあれど読者も知らず、このように学識者同士の批判的議論が展開されたことを言えるが、この展開が歴史認識にどう活かされるべきであるという。

④『歴史』誌の出版による、また、学識者同士の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。

⑤『歴史』誌の出版を機に、『歴史』誌が中心、なお、加藤淳之と岡村敬典の両著者については是非論定式にて題名を提出。

⑥『歴史』誌の出版が市民層にも波及している点も、留意すべきである。また、学識者同士の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。

⑦この「下八州」の戦後の再評価は、公的機関の人選や、学識者の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。また、学識者同士の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。

⑧『歴史』誌の出版による、また、学識者同士の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。

⑨『歴史』誌の出版による、また、学識者同士の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。

⑩『歴史』誌の出版による、また、学識者同士の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。

以上、この調査報告書の結論は、戦後の再評価は、公的機関の人選や、学識者の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。また、学識者同士の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。このように学識者同士の議論が展開されたことは言えるが、この展開が歴史認識にどう活かされるべきであるという。

また、この調査報告書の結論は、戦後の再評価は、公的機関の人選や、学識者の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。また、学識者同士の議論が市民層にも波及している点も、留意すべきである。

## 引用参考文献

林田 浩 (1999) 『太平洋戦争の歴史再考』(上)『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (1999) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2000) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2001) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2002) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2003) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2004) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2005) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2006) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2007) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2008) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2009) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2010) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2011) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2012) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2013) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2014) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2015) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2016) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2017) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2018) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2019) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10

堀川 幸夫 (2020) 『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。『歴史』誌の出版と戦後の歴史認識。中巻(1) 1-10





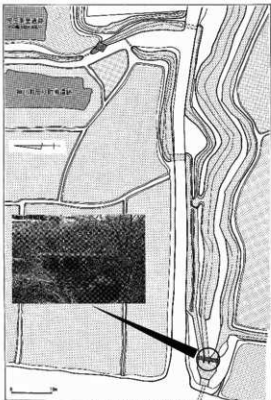
圖 四 :



圖 2







基圖 3 調查區灌溉用水輪分水原理圖

# 図 版





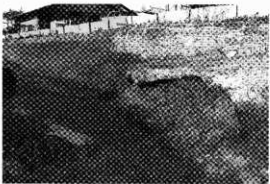
1. 瀋陽區今景



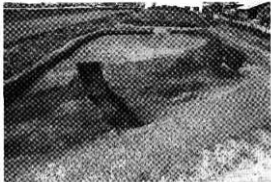
2. 八旗山北明遠井地坑遺址



1. 八村山麓の堆積物と民家



2. 八村山麓の堆積物と民家



1. 中武遠標本



2. 中武遠標本上層斷面

圖版 4



1. 中火原野區自然未定土壤面



2. 調查風景地帶



写真撮影地点（写真番号不明）

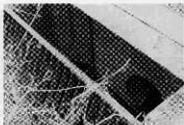
牧野川  
（中流を撮影、北から）





伏せ廻しの状態  
(びん庄) 横庭、西から

2



分水廻  
の北側、庭内、北橋  
上流から

3



分水廻  
(西の露方から)

4



小字 (江村) 毛塚橋  
下流取水口  
(昭和6年)

5



取水口  
(昭和 昭和、昭和6年)

6



「坂田川」  
堤上より下流を撮影。  
(昭和6年)

7



図版 8

幅縮しの状態  
〔高根〕流域、南から

8



発達する河床縮  
〔高根〕流域、南から

9



分岐点  
〔高根〕流域、南から

10



明倫池川、  
（池田）において分水  
される。北から

11



分水堰  
（新ヶ岡山 北側）

12



水門  
（御女塚川 橋下）  
付道。西から

13



# 報告書抄録

フ リ タ イ	ニダマジュツリイネキ							
著 者	元上孝彦							
副 著 者	八幡山北門地区							
シ リ ー ズ	元上町連続調査会報告集					第 次	第 号	
編 集 者	清水地蔵							
編 集 機 関	元上町連続調査会							
所 在 地	〒367-0298 埼玉県元上町大平八幡山北門 TEL.0485 (T) 1551							
発 行 日	2000 (平成12) 年6月30日							
所 収 区 節	所 在 地	コ ー ド		定 幅 (°'")	東 経 (°'")	調査期間	調査 面積	調査区分
		山形町	区画					
元上孝彦	埼玉県元上町大平 八幡山北門	112824	111	36° 11' 31"	139° 07' 58"	1995-04-04 1995-04-25	29638	連続調査
	埼玉県神岡町大平 八幡山北門	112822	185			1995-07-17 1995-07-27	222nd	
附 録 区 節	種別	主な地代	主な面積	主な用途	特 記 事 項			
元上孝彦	全域	中世以前一近世	稲刈遺構・溝状遺構	特に無し	本報告書範囲以前の調査を参照			

児玉町遺跡調査報告書第9集

## 児玉桑里遺跡

— 調査報告書 —

平成13年6月30日現在

平成13年6月30日現在

発行所 児玉町遺跡調査会

埼玉県児玉郡児玉町大字八幡町2-28

印刷所 たつみ印刷株式会社

埼玉県熊谷市東大宮2-2-10